

山口市子育て支援情報ハンドブック協働発行事業者審査評価基準表

1 評価方法

山口市子育て支援情報ハンドブック協働発行事業者の募集において、評価基準に基づき、特に優れている、優れている、普通、劣っている、かなり劣っているの5段階で評価する。評価点は、審査委員が評価した採点の合計とする。

- ・審査委員1人当たりの評価点 70点
- ・1事業者当たりの最高得点 350点

2 評価基準

評価項目	評価内容		配点	A	B	C	D	E
全体評価	提案内容の適格性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5	5	4	3	2	1
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がなされているか。	5	5	4	3	2	1
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的で、実現性があるか。	5	5	4	3	2	1
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識があるか。	5	5	4	3	2	1
	企画内容・企画力	利用者にとって有益性・関心の高い育児情報であるか。	10	10	8	6	4	2
	デザイン・構成	利用者に対して、見やすいデザイン・構成であるか。	10	10	8	6	4	2
		地図情報が見やすいデザイン・構成であるか。	10	10	8	6	4	2
	業務実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5	5	4	3	2	1
		工程ごとに妥当な日数配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確か。	5	5	4	3	2	1
	業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるか。	5	5	4	3	2	1

県内企業	山口県内に本店、支店、又は営業所を有するものであること。(県内に本店有 5 点、県内に支店・営業所有 3 点、上記以外 1 点)	5	5	4	3	2	1
------	--	---	---	---	---	---	---

※A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：かなり劣っている

3 審査方法

- (1) 平均 50 点以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、評価委員による多数決により選定する。
- (2) 優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、次に順位点が高い物から順に交渉を行う。